

中世教會裁判所の民事裁判権について : Corpus iuris canonici 研究のための覚え書

吉田, 道也
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1241>

出版情報 : 法政研究. 17 (1/4), pp.183-204, 1950-03-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



中世教會裁判所の民事裁判権について

—Corpus iuris canonici 研究のための覚え書—

吉 田 道 也

は し が き

西洋中世に於いて教會法が民事關係について重要な地位を占めてゐたことは常識とされてゐる。すでにわが國でも栗生武夫博士がこれを明らかにされてゐる。栗生博士は、教會は神事 (Causae spirituales) の名の下に教會の立法權を主張し、もつて教會法の適用範圍を世俗的生活たる民事關係にまで擴張したと説明される^(一)。

わたくしはこの小稿において教會裁判所の民事々件の裁判權といふ角度から、中世教會法の持つ意義を考察してみたいと思ふのである。取扱ふ範圍は時代的には第十五世紀乃至第十六世紀頃まで、場所的には主としてドイツである。

—

教會法といふ用語は種々の意味に用ひられる。或は教會といふ団体内部の法 (所謂、教會内法) を意味し、或は教會といふ団体を規律する國法 (教會外法) を意味することあり、或は教會の區別によつて、カトリック教會法、プロテスタント教會法、ギリシヤ正教會法等に區別される。

中世教會裁判所の民事裁判権について (吉田)

ここで取扱はうとする教會法は、カトリック教會法であり、その教會内法を指すのである。すなはち、かゝるカトリック教會法が、民事關係について世俗法 (Weltliches Recht) と如何なる關係にあつたかを明らかにするのが本稿の目的である。

さて、中世カトリック教會法の法源としては

(一) 舊約及び新約聖書

この中に發見される生活規範は準繩、準則という意味で canon と稱せられた。⁽¹⁾

(二) Corpus iuris canonici

これは初代教會以來存した多くの教會法規の抜粹大成ともいふべき Decretum Gratiani とその後のローマ教皇の敕令集 (Decretalsammlungen) とより成る成文法典乃至法規集である。現行のカトリック教會法典は一九一七年に公布され一九一八年から施行された Codex iuris canonici であり、Corpus iuris canonici は廢止されたのであるが、わたくしがここで論じようとする時代は第十五世紀乃至第十六世紀までであり、勿論 Corpus iuris canonici の時代である。Corpus iuris canonici については栗生武夫博士のすぐれた論文がある⁽²⁾ので、詳細は右にゆづり、ここでは第十二世紀半頃、ボローニヤの修士グラチアヌス (Gratianus) が、始めて教會法學に獨立の地位を與へて、Decretum Gratiani を編んでから後、一五〇〇年に至るまでに、多くの敕令集が増補されて、現在の形をとるに至り、一五八二年グレゴリウス十三世 (Gregorius XIII) は Corpus iuris canonici の公定版を公にし、Corpus iuris canonici は中世教會法の最重要な法源となつたことを指摘するに止める。従つて、以下教會法と稱するは實質的には Corpus

iuris canonici に收められた教會法、即ち所謂カノン法 (*Canonisches Recht, ius canonicum*) を言ふのである。

(三) ローマ法

ローマ皇帝が教會に對して有した保護者たる地位にもとづき、教會はローマ皇帝の立法權に服した。その限りでローマ法は古代教會生活上重要な意味を持つた。イタリアではユスチニアヌス法と *Epione Juliani* とが法源であつた。フランク王國では *Breviarium Visigothorum* と *Codex Theodosii* とが法源であつた。しかしローマ法は教會の法と見做されたから、屬人法主義を採るフランク王國に於いては、聖職者は部族法の代りにローマ法を適用された。ドイツでは教會法が整備されて來るに従ひ、ローマ法は教會内では漸次排除されて來たが、それでも尙、ローマ法的世界的性格はカトリック教會の世界的性格に適合するものとして、教會裁判所では、教會法に規定なき場合はローマ法を適用した。しかし後には、聖職者の世俗的權利義務に關する教會裁判所の裁判權は國家にうばはれ、又他方ローマ法が普通法としてドイツに繼受されたので、民法關係については、教會及び聖職者に對しても普通法としてローマ法が適用されることとなつた。(四)

(四) 慣習法

初代教會に於いては、當然慣習法が支配的であつた。教會機關に立法權が與へられ、制定法が法源の主たる地位を占める様になつても、立法機關が明示的に承認したるときは、慣習法は法源たるの効力を失はないものとされ、教會慣習法の効力に關し、不完全ながら理論的取扱ひがなされるに至つた。(五) グラチアヌスは慣習法は原則として否定さるべきものと説いた。(七)

(五) 國法

ローマ皇帝は上述の如く教會に關する立法權を行使し、それは同時に教會の内外を問はず一切の法的生活を對象とするものであつた。この意味では、ローマ皇帝は國法を以て教會法を定めたものといひ得る。第四世紀頃から始まつたローマの司教を中心とする反對運動は、ユスチニアヌス帝の時代にはまだ功を奏しなかつたが、その後、ローマの司教の地位の向上に伴つて漸く成功した。

ゲルマン諸部族國家では、國王は教會の事項に關しても獨占的立法權を有した。殊にフランク王國ではカール大帝 (Karl der Grosse) に多くの教會立法がある。宗教會議の決定も國王により勅令として發布されて始めて拘束力を生ずるものとされたのであつた。このゲルマン國王の教會立法權は第九世紀半に至つて漸く反對され、衰へるに至つた。

中世になると神聖ローマ皇帝たるドイツ皇帝は、教會法立法權を主張せず、むしろ國家と教會との間の法的限界を主張し、教會に對し、世俗法の管轄に屬すべき事項を世俗法に留保すべきことを主張したのであつた。

ローマ教皇權が確立するに及んでカトリック教會は、教會關係につき、世俗的權力の一方的立法を否認した。しかし事實上は國法に服従せざるを得なかつた例が多い。

右の限度に於いて、國法も又、教會法の法源と考へることが出来る。

(六) 傳統 (Tradition)

カトリック教會に於いては、キリストが口頭で使徒に傳へられたものとして、傳統に法的効力をみとめる。プロテ

スタントは之を否認する。

(七) 教會會議 (Concilium, Synodus)

公會議 (ökumenische Synodus) 管區 (Provinz) 司教區 (Bistum) その他の地方的教會會議 (Partikuläre Synodus) の決定は、それぞれ全教會的教會法、地方的教會法となる。前者のうち、一三二一年のウィーン公會議に至る二二回の公會議の決定は Corpus iuris canonici に収録されてゐる。Corpus iuris canonici 以後のもので最も重要なものはトリエント公會議 (Concilium Tridentinum) の決定である。⁽¹⁰⁾

(八) 教皇令教皇廳令

ローマ教皇の地位の向上につれて、教會法は主として教皇令によるものとなつた。盛大な儀禮を伴つて發布されるものを Bulla (大勅) 略式を以て發布されるものを Breve と稱した。

教皇廳令はヨハネス二十二世 (Johannes XXII) 以來行はれるに至つた。⁽¹¹⁾ これらも Corpus iuris canonici に收められてゐる。

(九) コンコルダート (Concordata)

國家とカトリック教會との協約である。第十五世紀以來 Concordata とよばれ、いろいろの形式で締結される。⁽¹²⁾

(十) なほ前述の如く現行のカトリック教會法典は Codex iuris canonici であるが、本稿には關係がない。

大要右の如きものが教會法の法源として、法史學的研究の對象となる。しかしこの小稿で問題とされるのは、主として Corpus iuris canonici と Corpus iuris civilis とである。

二

コリント前書第六章一節以下、又マタイ傳第十八章十六—十八節(一四)に於ける如く、初代教會に於いては基督者相互間の訴訟は避くべく、萬やむを得ざるときは、先づ教會乃至聖徒に訴へ裁きを求むべきものとされた。教會組織が成立した後は長老 (Presbyter) の、後に司教制 (監督制) が確立するに及んでは司教 (episcopus) の監督指導の下にある司祭の會議 (Presbyterkollegium) の仲裁判斷を求むべきものとされ、何れにせよ世俗裁判官 (異教徒を意味する) の審判を求むべきでないとされたのであつた。(一五)使徒憲章 (Apostolische Konstitutionen, Constitutiones Apostolorum) によれば、小事は助祭 (diaconus) に、大事は司教に訴へ、司教は司祭、助祭列席の上で毎月曜日(一六)に法廷を開き、先づ和解を勸告し、次に、證人に關する規定その他世俗裁判手續にならつて形成された手續により判斷を興へる。かゝる和解乃至司教の興へた仲裁判斷は、仲裁契約がローマ法上の問答契約 (stipulatio) によつて締結された場合に限り市民法 (ius civile) 上の効力を有し、世俗裁判所に對し actio ex stipulatio (問答契約にもとづく訴權) によつて、その執行を請求し得た。(一七)

皇帝を神とする皇帝崇拜に反對したために、人類の敵 (hostes generis humani) として迫害されたキリスト教會もコンスタンチヌス (Constantinus) 帝によつて、公認されるに至つた (三二三年)。のみならずコンスタンチヌスは司教に裁判權を與へた。その立法は三回あつたが、第一回のは現在傳はつてゐない。第二回のは三二一年、第三回は三三三年である。三二一年の立法によると民事訴訟の當事者は何時でも司教に訴を提起することが出來

る。相手方の同意を要しない。司教の前での手續は、世俗法上の訴訟法に拘束されない自由なものであり、その司教が與へた判決は争ひ得ない。その判決は單にキリスト教的倫理によつて作成され、世俗法によらないものであるが、もはや争ひ得ない故に世俗裁判所によつて執行される。コンスタンチヌは司教に *imperium* を與へなかつたから、世俗裁判所によつて執行されたのである。かくて司教の裁判權は仲裁裁判權でなく通常の裁判權となつたが、これはその後三九八年アルカディウス及び四〇八年ホノリウスにより廢止され、再び仲裁裁判權となつた。更に四五二年のヴァレンティニアヌ三世 (*Valentinianus III*) の勅令によれば、從來と等しく、司教の裁判權は強制されないものであること、民事事件 (*Causae civiles*) に限ること、仲裁契約の形式に關してはローマ市民法の規定は適用されないこと、司教の判断は上訴を以て争ひ得ず、ローマ法上の *Praefectus Praetorio* の判決の如く非常手段によつてのみ取消され得るものであつた。今や司教は判断を拒否し得るが、ひとたび判断を與へたときは、それは通常裁判所の判決と同じ効力を有するに至つたのであつた。司教のこの權限はユスチニアヌス (*Justinianus*) の立法にも見出されるのである。司教は、聖職者 (*clericus*) に對して司教の下に出訴すべきことを命じ、世俗裁判所に出訴又は應訴することを禁止してゐるが、これは單に司教の裁治權 (*Disciplinarygewalt*) にもとづくものたるに止まる。聖職者相互間の訴、又は俗人の聖職者を相手方とする訴は教會裁判所に提起され得るも、教會裁判所がこれを強制し得るものでなかつたことは言ふまでもない。勿論司教は純教會行政上の事件 (*de religione*) については排他的裁判權を有した。^(一八)

フランス王國では世俗法に従つて判決される争訟はすべて世俗裁判所の裁判權に屬し、従つて、婚姻、什一税、教會所有權に關する訴訟は世俗裁判所の權限に屬する訴訟であり、司教、教會會議 (*Synodus*) の裁判權に專屬するのは、

純教會的争訟のみであつた。純教會的事件については、司教、教會會議に於いて、國家の承認しない教會法規でも適用し得たのである。フランク王國に於いては屬人法主義がとられたのであるが、聖職者相互間の争訟については、ローマ法、しかもユ스티ニアヌス法以前のローマ法が適用されたのである。しかも司教は兩當事者たる聖職者が司教裁判所に提訴した場合に限り判断を與へたのであり、それまでのしばしばの教會會議 (Concilium) により、聖職者相互間の争訟は司教裁判所に提訴すべく、世俗裁判所へ提訴すべからざること、更に俗人が聖職者を相手方として世俗裁判所へ訴を提起するには司教の許可を要すること、又司教を相手方として訴を提起することは許されざること、これらの規定に反して訴を受理した世俗裁判所の裁判官は教會法上の刑罰を科せらるべきことを定め、國家の側では、教會のこれらの要求を認めなかつた。六一四年に至り漸く聖職者を被告とする訴のうち不動産物權及びその占有權に關する訴 (de possessione) 及び自由身分に關する争訟 (de libertate) は世俗裁判所の管轄に留保するが、その他の債權即ち、不法行為による損害賠償債權、動産物權及び契約による債權にもとづく訴は司教裁判所に專屬すると定められた。但し、國王裁判所 (Königsgericht) の裁判權は妨げられない。

カロリング王朝の立法は、更に修道士に對しては世俗裁判所に出頭することを禁止し、聖職者についてはみづから商行為を行ふことを禁止した。それ故にこれらの者は世俗裁判所に於いては、代理人 (Vox) を必要としたのであつた。更に亦、教會側の希望したところの聖職者相互間の財産法上の争訟について、世俗裁判所に出訴する前に司教の面前で和解手續がなされること、聖職者と俗人との間の不動産物權及び占有權に關する訴訟 (de possessione) に於いては、司教が地方伯 (Graf) と共に裁判所に列席すべきことが國法を以て定められ、遂には司教の裁判權に服

すべき争訟については、若し聖職者の側から不服で上訴する場合には、直ち、國王裁判所に對して上訴することなく、先づ首都大司教 (Metropolit) の裁判所に上訴すべきものとフランク王國教會會議は決定した。⁽¹⁹⁾

フランク王國に於ける教會裁判權は大要右の如く、フランク教會 (ガリア教會) の國家に對する關係に相應して、王權の絶對優位を反映するものであつた。かゝる状態に教會側としては何時までも默従するものではなく、當然、教會の國家に對する優位を主張する反撃が出てくるのである。

第九世紀半頃リヨンの司教フロールス (Florus von Lyon) は、司教の裁判權を認めたと述べて三三三三年のコンスタンチヌス帝の勅令をシルモンツス (Sirmund, Sirmundus) が編輯刊行したものについて註釋を加へ、司教の裁判權を立證せんとした。しかしフロールスは、この勅令が後に廢止されたこと、ローマ皇帝の勅令はフランク王國內では直接に適用されることはなかつたことを看過してゐる。フロールスと同時代に出たマインツの助祭 (Jiaconus) と稱せられるベネディクツス・レヴァイタ (Benedictus Levita) は、右の三三三三年のコンスタンチヌス帝の勅令を偽作し、それをカール大帝 (Karl der Grosse) をして、その全版圖すなはちフランク全帝國內にフランク國王の勅令として發布させてゐる。その全文は例へばグラチアヌスの引用するところであつて、*Corpus iuris canonici* に收められてゐる。⁽¹¹⁰⁾ (C. II qu. I. c. 35-37)。

しかし教會裁判權が確立したのは、司教の仲裁手續の權限が絶對化されたこの次の時代であつて、すなはち、第九世紀半に成立したと考へられるインドール僞典 (Pseudo-Isidor) の思想か中世を通じて發展して、第十二世紀に、教皇アレキサンデル三世 (Alexander III) が出るに及んで始めて完成されたのであつた。

中世教會裁判所の民事裁判權について (吉田)

インドール僞典の基本的思想は國家に對する教會の優位を主張するものであつて、世俗人は教會の事項に關し何も規定すべからず、従つて聖職者はまた世俗裁判所に服従すべからずとの原則を、中世の経過中に漸次廣範圍に適用するに成功したのである。^(二二)

そこで先づ教會がその領域に屬するもの (Causae ecclesiasticae) と定めた事項については、國家の立法作用は排除され、かゝる事項に關する争訟が、世俗裁判所の裁判權から除かれ、教會裁判所の裁判權に屬するものとされることとなつた。カロリング朝の衰退期に入つて、世俗裁判所の分裂と無力と國家法制の解体と、それに反する教會法制の整備發達就中グレゴリウス九世 (Gregor IX) の教令集にみられる實體法の制定によつて、教會裁判所の裁判權は擴大され、教會裁判所の判決は、迅速に執行され、教會はそのためには殊に破門 (Excommunication) をも辭しなかつたため、國家權力 (世俗權力) に比し、教會ははるかに大きな法的救済を與へたのであつた。^(二三) 右に述べたグレゴリウス九世の教令集 (Decretales Gregorii IX) は Corpus iuris canonici に收められてゐるが、これによれば、教會裁判所の裁判權に服すべきものとして次の如きものが擧げられてゐる。

まづ第一に事物の性質により (ratione rerum) 教會裁判所の裁判に服すべきものとして

- (a) Causae mere spirituales 及び causae incidentes spirituales
- (b) Causae ecclesiasticae spiritualibus annexae
- (c) Causae civiles ecclesiasticis accessoriae 及び causae civiles spiritualibus incidentes
- (d) Causae miserabilium personarum

(e) 世俗裁判所が受理を拒否した訴訟

(f) 當事者の一方に罪ありと認められる訴訟

以上の事件が擧げられる。

causae mere spirituales 又は *causae incidentes spirituales* とされるのは純靈的なる事件を意味し、(秘蹟 *Sacramentum*)、
教職 (*Kirchliche Aemter*) 等に關すること、特に婚姻に關すること、教職の任免に關する争訟、教職選舉の効力に關
する選舉争訟がこれに屬する。

causae ecclesiasticae spiritualibus annexae とは靈的なる性格を併せ有する教會事項のことであつて、教會保護權 *Patro-*
natsrecht に關する争訟、婚約 (*Sponsalium*) にもとづく争訟、教會財産、什一税、ベネフィキウム (僧祿 *Beneficium*)
の設定、遺言作成及び宣誓により保證された契約に關する争訟がこれに屬する。

causae civiles ecclesiasticis accessoriae 又は *causae civiles spiritualibus incidentes* は教會事項又は靈的事項の性格を併せ
有する民事事件であつてこれに屬するものとして、*Dos* (*dos*) に關する争訟、出生の嫡出非嫡出に關する争訟等
ある。

causae miserabilium personarum (薄幸なる人々の事件) といふのは *personae miserabiles* (哀れむべき人々) すなはち貧
窮者、寡婦、孤兒、巡禮者の事件であつて、これらは世俗裁判所に訴へず、教會裁判所へ訴を提起すべきものとされ
た。

尚、その他當事者の一方に罪ありと認められる場合には、新約聖書マタイ傳十八章十五節以下により、教會裁判所

へ出訴すべきものとされた。

世俗裁判所で訴の受理を拒否した場合は、何人でも教會裁判所へ訴を提起し、その救済をもとめることが出來た。^(二四)
 以上は事物の性質による教會裁判所の裁判權の概要である。

第二に教會裁判所は更に人の身分による裁判權 (*ratione personarum*) を主張する。

教會側は聖職者の争訟について世俗裁判所に裁判權がないことを早くから主張したが、教會の實力がない間は、教會罰を以て強制したにもかゝらず、この主張を貫徹することが出來ず、司教は聖職者が權利防衛のため世俗裁判所に於いて訴訟をなすことの許可を與へざるを得なかつた。しかし、中世になつて教會の實力が増大して來るにつれて、聖職者の訴訟が世俗裁判所に繫屬することを認める必要はなくなつた。のみならず、今や、聖職者のこの特權、即ち世俗裁判所の權限外に立つといふ特權は、聖職者がこれを拋棄することも許されない鐵則となつて來たのであつた。この原則はグレゴリウス九世の教令集によつて完成されたのであるが、これによると大体次の如くなる。^(二五)

聖職者、修道士、修道女、教會法上の財團、十字軍從軍者は一切の事件につき、被告としては教會裁判所の裁判のみ服する。

封に關する事件は世俗裁判所の裁判權に屬することは教會法も承認する。しかしこの場合右にのべたやうに被告としては教會裁判にのみ服する特權を有する俗人が受封者である場合、管轄は目的物の管轄によつて定まる(告訴人は物の裁判所にしたがふ) (*actor forum rei sequitur*) といふ原則によつて本來、世俗裁判所が裁判權を持つてゐるのであるが、教會法上右の場合には教會裁判所の權限に屬するといふ慣習法があると主張された。^(二六)

右のグレゴリウス九世の教令集の規定は、トリエント公會議で部分的に變更された。

第十四世紀以來、國家側からの反動も強くなり、聖職者のこの世俗的即ち國家の裁判所の裁判権を免れるといふ特權の排除といふ方向に向ふのであるが、トリエント公會議の決定にも示される如く、カトリック教會は原則的には聖職者のこの特權を固執し、その範圍も、上級下級の全聖職者のみならず一定の條件の下に教會の使用人をも含むと主張した。それ故に、中世に於いては、人の身分により教會裁判所の裁判権に服する場合としては

(a) 聖職者相互間の争訟

(b) 俗人が聖職者を相手として訴へた事件

(c) 地域的特別法に規定されてゐることながら聖職者が俗人を相手方として訴へる場合

(d) 聖職者に仕へる俗人を被告とする場合等である。

さて、以上の如き教會裁判所の有する民事裁判権は、結局、國家と民衆との法意識に合致する場合に始めて成立し得るものである。例へば婚姻は教會的事項と認められ、教會裁判所の裁判権に屬するものであると認められたが、教會保護權は教會では *spiritualibus annexae* と稱し、ドイツではそれが承認され教會裁判所の裁判権に服したにもかゝらず、英國では俗事 *secularis* として世俗裁判所の裁判権に服した。しかし尙、一般的に言つて中世における教會裁判所は、整備された手續法をもち、ここで適用される實體法は明確であり、その判決の執行は迅速であつた點で、世俗裁判所にはるかにまさるものであつた。民衆はそれ故にむしろ進んで教會裁判に服したのであつた。

第十五世紀末以來、國家の裁判所の制度が整備され、その執行も確實迅速になつて來たので教會裁判所は民事關係

に關する限り存立の意義を失ふに至つた。そして漸次、國家の裁判所の前にその地位をゆづることとなつたのである。^(一九)

三

このやうに中世の教會裁判所は、民事々件について廣範な裁判權を得たわけである。ところで、教會裁判所に於いて適用される法は如何なる法であつたであらうか。

Corpus iuris canonici に收められてゐる Decretum Gratiani に示されるグラチアヌスの見解によれば、純民事々件は教會法の領域に屬しない。しかしパヴィアの司教ベルンハルツス (Bernhard von Pavia) によれば、純民事々件といへども、教會に關係を有する限り、教會法の領域に屬する事とされた。教皇グレゴリウス九世 (Gregorius IX) は、このベルンハルツスの主張した原則を堅持し、その制定した教皇令は、法の全域にわたつてゐる。ローマ教皇の皇帝に對する優越はカノン法に民事法的効力を與へるに至つた。教皇ボンifaceチウス八世 (Bonifacius VIII) 以來諸教皇は、國家が教會法の適用を免れてゐることを違法であると解し、教會法に反する國家の行爲を無効と宣言した。かくて教會裁判所に於いては、民事々件について先づ教會法が適用され、教會法の規定なき場合には、ローマ法が適用されたのである。^(二〇)

ところでグラチアヌス以前の教會法は一言を以ていへば地域的特別法であつて全教會に適用される統一的な教會法はまだ成立してゐなかつた。唯、公會議 (全体の司教會議 *ökumenische Konzil*) の決議のみが、全教會を拘束するものであつた。グラチアヌスの法規集 (Decretum Gratiani) がひろく行はれるやうになつてから教會法の統一といふことが考へられるやうになつた。しかしこの考へはグラチアヌスの時にはまだ完成した形をとつてゐない。しかし

彼は一つの理論を作つた。その大要は次の通りである。

教會法 (*leges ecclesiasticae*) は世俗法 (*constitutiones principum*) に優先する効力を有し、世俗法は教會法に反せざる限り、繼受(採用)と考慮の對象となる。

しかしながら教會に關することは教會法に従ひ、世俗法の適用はうけない。教會内では第一に聖書、第二に公會議の決定 (*Kanonen der ökumenischen Synoden*)^(三) 第三に教皇令 (*Decretalen der Papsie*) の順序で適用される。教皇令は *canones* と同じく無制限の効力を有するが、ただ前任教皇の教皇令及び福音書に反することを定めてはならないだけである。ローマ教會は *canones* に法としての効力 (*ius et auctoritas*) を附與するが自らはこれに拘束されることなく特免の特權を附與することにより、*canones* により禁止されたことをゆるすことが出来る。

グラチアヌスは右の如く、教皇に立法權をみとめ、同時に教會法の統一を示唆するのである。このグラチアヌスの見解は教會法(カノン法)を形成する原動力となつた。そして、グレゴリウス九世に至つてカノン法の形成は完了するのである。

さてある世俗法が教會により繼受されたかどうかといふことは、中世に於いては教會法の法源中に收められておればそのことにより當然その世俗法は教會により繼受されたものとして教會法として教會内に適用されることになる。世俗法が教會に對して有する効力は専ら教會による繼受に由来するとする、教會はその欲せざる世俗法には服従しないことになる。かくして教會は世俗法を變更し得ることになる。^(三)

このやうな教會法學が成立した時代は、ローマ法が世界法的性格を認められ、教皇が教會内で主導權、支配權を握り、

教俗兩界に君臨し、教權の政權に對する優越を實現した時代である。ローマ法は世俗法として、皇帝 (Caesar) の法として、民事法 (Civilecht) として民事關係に適用され、ローマ法の上に教會法は存在した。ローマ法の概念、方法、制度は、ひろく教會に採用され、教會がローマ法に従ふことは屬人法主義をとるフランク王國では問題なく承認されたのである。ローマ法は民事法として觀念され *leges* として教會法 *canones* に對立するものであつた。

前述の如く、ローマ法は教會が欲する場合にのみ教會を拘束する。グラチアヌスは民事關係に關し、ローマ法に定めがない場合には何ら定めない。しかしアレキサンデル三世 (Alexander III) 及びその以後の諸教皇は、かゝる場合ローマ法の原則を採用して自ら規定する。このことは、教會法に規定なき場合に、教會がローマ法を變更しない限り、民事法たるローマ法が教會に適用されることとなり、ローマ法の及ぶ限り、地域的民事特別法 (各國の民事法) の適用は排除されることとなつた。^(三三)

グレゴリウス九世は、教會法を以て民事法規を定めた。教皇權の皇帝權に對する勝利は教會法に民事法としての効力を與へ、教會は自ら教會的事項と定めたることについてすべて教會裁判所の裁判權を主張した。そして教會法の定めがない場合には、ローマ法を適用するが、それはローマ法を教會法中に繼受された法、即ち教會法の一部として適用することとなつたのである。かくて民事關係についても教會の立法權が主張され、婚姻法全部、刑法の大部分、取引法についてさへも教會法の領域に屬すべきことが主張された。教會の立法によりローマ法を變更するのみならず、各國の國法をも變更することが承認されるやうになり、第十三世紀以降は形式的には差別が存するが、教會裁判所に適用される法としては、教會法のみであり、もはや民事法即ちローマ法及び各國の國法を顧慮する必要がなくなつた。^(三五)

グラチアヌスに至るまでは、教會法は世俗法を取入れることにより社會の進歩から遊離しなかつた。しかし教會法が勝利を占めてから、教會法は世俗法から孤立し獨善的となり民衆の要求を無視するやうになり、社會の發展に背を向けることになり、殊に第十三世紀末以降、教會法は社會の發達に影響することなく、これに反對するものとなつた。^(三七)

四

ところで中世に於ける教會法は結局 *Corpus iuris canonici* に結晶してしまつた。^(三七) さうして、これに收められた法はローマ法をかなり修正してゐるものを含んでゐる。教會裁判所の裁判權が擴張されるに従つて *Corpus iuris canonici* が中世人の法生活上有意義は大きくなつて行つたのである。

Corpus iuris canonici が有する意義は教會裁判上のものに止まるであらうか。

われ／＼はドイツに於けるローマ法の繼受といふ名高い事實を知つてゐる。その際繼受されたローマ法は後期註釋學派 (*Postglossatoren*) の註釋附ローマ法であつた。第十二世紀イタリアに發生したローマ法學 (註釋學派) は古法の復興、死法の學すなはち純學問的研究であつた。然るに第十三世紀にイタリアに發生した後期註釋學派 (*Ostglossatoren*) はこれと異なり、ローマ法の本來の純粹性を重視することなく、一方では教會法、他方では雜駁に中世化しゲルマン化し農民化した田舎ローマ法 (*römische Vulgarrecht*)^(三八) やロムバルド慣習法や都市法の影響を受け變形した相対のみローマ法をとらへる。彼らにとつては *Corpus iuris canonici* はユスチニアヌス帝の *Corpus iuris civilis* の改訂版であつたのである。^(三八) それ故にドイツに繼受されたものは、民事法の領域では、*Corpus iuris civilis* 及び *Corpus iuris*

中世教會裁判所の民事裁判權について (吉田)

canonici) であつて Corpus iuris canonici の規定は後法として Corpus iuris civilis の規定を變更するものとされた。しかもこの繼受は學說 (Doktrin) を媒介とする繼受であつたから Corpus iuris canonici も Corpus iuris civilis も註釋を加へた變更 (Umdeutung) を含むものを繼受したのであつて、註釋を加へられないものは存在しないものとみなされたのである。註釋の認めらるるものを裁判所は認めず (Quicquid non agnoscit glossa, non agnoscit curia) とする原則が存在したのであつた。^(四〇)

加ふるにドイツ國王のローマ法支持を促進した有力な要素の一つは聖職者であつて、彼らはローマ法學の教育をうけて居り、教會裁判所での實習により、ローマ法的教會法的法の發達にあづかつて力があつた。^(四一)

そこで世俗裁判所に於いても Corpus iuris canonici の持つた意義は大きかつたのである。一四九五年の帝國最高裁判所條令 (Reichskammergerichtsordnung) は普通法 (Gemeines Recht) の効力をみとめてゐるが、それは民事法に關しては Corpus iuris canonici 及び Corpus iuris civilis を指し、^(四二) 後法といふ意味で Corpus iuris canonici が Corpus iuris civilis に優先して適用されたのである。

Corpus iuris canonici は Codex iuris canonic (一九一七年) の發布により、教會法の法源としての効力を失ひ、歴史的存在となつてしまつたけれども中世法の研究といふ點からいへば、まことに重要な價值をもつてゐるといはねばならぬ。

む す び

さて以上に於いて、わたくしは中世においては教會裁判所の民事々件に關する裁判權の伸長を通じて教會法の適用の範圍が民事々件に擴大されたこと、又世俗裁判所に於いてもローマ法繼受後は、教會法 (Corpus iuris canonici) が普通法として適用されたことをほほ明らかにし得たと思ふ。その中世教會法の集大成としての Corpus iuris canonici についてはわたくしの興味と關心とを申述べたわけである。

- (一) 栗生「教會法の法源」。「法の變動」(昭和十二年)一九五頁以下參照
- (二) Emil Friedberg: Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 4. Aufl. 1896 S. 101f.
- (三) 栗生「前掲」中三頁以下 Vgl. Friedberg; a. a. O. S. 115ff; v. Schulte; Geschichte der Quellen und Literatur des canonischen Rechts von Gratian bis auf die Gegenwart, 1875, B1. I. S. 39f
- (四) Friedberg; a. a. O. S. 120f. Schulte; a. a. O. S. 92ff
- (五) Friedberg; a. a. O. S. 121ff
- (六) Schulte; a. a. O. S. 95
- (七) Schulte; a. a. O.
- (八) Friedberg; a. a. O. S. 123 ff Schulte; a. a. O. S. 107f
- (九) Friedberg; a. a. O. S. 126f.
- (10) Friedberg; a. a. O. S. 127f

中世教會裁判所の民事裁判權について (吉田)

(11) Frielberg: a. a. O. S. 129f. Schulte: a. a. O. Bd. I. S. 14f.

(12) Frielberg: a. a. O. S. 130f.

(13) 汝等のうち互に事あるとき、之を聖徒の前に訴へずして正しからぬ者の前に訴ふることを敢へてする者あらんや。汝ら知らぬか、聖徒は世を審く者なるを。世もし汝らに審かれんには、汝ら最小き事を審くに足らぬ者ならんや。なんじら知らぬか、我らは御使を審くべき者なるを、況てこの世の事を斯く言ふは汝らを辱しめんとてなり。汝等のうちに兄弟の間のことを審き得る智きもの一人だになく、兄弟は兄弟を、而も不信者の前に訴ふるか。互に相訴ふるは既に當しく汝らの失態なり。何ゆえ寧ろ歎かれぬか。(コリント前書六章一一七節)

(14) もし汝の兄弟、罪を犯さば、往きてただ彼とのみ、相對して諫めよ。もし聽かば其の兄弟を得たるなり。もし聽かずば一人・二人を伴ひ往け、これ二三の證人の口に由りて、凡ての事のたしかめられん爲なり。もし彼らにも聽かずば、教會に告げよ。もし教會にも聽かずば、之を異邦人又は取税人のごとき者とすべし。誠に汝らに告ぐ、すべて汝らが地にて縛ぐところは天にても縛き、地にて解くところは天にても解くなり。(マタイ傳一八章一五一一八節)

(15) Frielberg in Haucksche Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche Bd. I. S. 217: Frielberg: Lehrbuch des Kirchenrechts. S. 257.

(16) Frielberg: a. a. O. Bd. I. S. 217: a. a. O. Lehrbuch d. K. R. S. 257.

(17) 以上はキリスト教會が何らの權利をも認められなかつた時代のことである。

(18) Frielberg: a. a. O. Bd. I. S. 217: a. a. O. K. R. S. 257f.

(19) Frielberg: K. R. S. 258f. Hinschius in Hauckschen Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche Bd.

VI. S. 597

- (10) Frielberg in Realencyclopädie Bd. I. S. 217. Derselbe. K. R. S. 259
- (11) Hinschius in Realencyclopädie Bd. VI. S. 597. Frielberg: K. R. S. 259
- (111) Hinschius: a. a. O. Bd. VI. S. 597. Frielberg: K. R. S. 259
- (111) 聖職法(18)參照
- (112) Hinschius: a. a. O. S. 597, Frielberg: K. R. S. 260
- (114) Frielberg: K. R. S. 260
- (11K) Hinschius: a. a. O. S. 598.
- (114) Hinschius: a. a. O. S. 594
- (11K) Frielberg: K. R. S. 260
- (11R) Frielberg: K. R. S. 260f
- (110) Schulte: a. a. O. Bd. II. S. 72f
- (111) Schulte: a. a. O. Bd. I. S. 92f
- (111) 殊に最初の四回の公會議の決議は福音書(Evangelium)に於てのみ認められた。
- (112) Schulte: a. a. O. Bd. I. S. 93ff 以下同。
- (112) Schulte: a. a. O. Bd. I. S. 98
- (113) Schulte: a. a. O. Bd. II. S. 72ff

中世教會裁判所の民事裁判權について(吉田)

- (四九) Schulte: a. a. O. Bd. I. S. 103
- (五〇) 栗生、前掲二二一頁
- (五一) 同上三四四頁
- (五二) Schröder-Künssberg: Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte. 6. Aufl. S. 868
- (五三) Schröder-Künssberg: a. a. O. S. 872
- (五四) Schröder-Künssberg: a. a. O. S. 867
- (五五) Schröder-Künssberg: a. a. O. S. 870
- (五六) Des Reiches gemeines Recht *Corpus iuris civilis*, *Corpus iuris canonici* 及び *Leges Lombardicae*
Lehrrecht in Novella collatio Novellarum 三川邦雄博士著